

大

厚生労働省発基労1215第1号

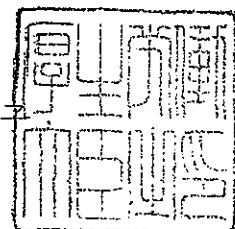
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

別紙「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」
について、貴会の意見を求める。

平成23年12月15日

厚生労働大臣 小宮山 洋子



労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 特別加入の改正

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第四十六条の十七第二号に掲げる事業を行う者として特別加入した一人親方等が工作物の原状回復又はその準備の事業に従事する際に被つた災害を労働者災害補償保険による補償の対象とすること。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十四年一月一日から施行するものとすること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとすること。